政令第百五十二号

関 税定率 法及び関 税暫定措置 法 \mathcal{O} 部を改正する法律 の施行に伴う関 《係政令 0 整 備等 に関 する政令

内 閣 は、 関 税 定率 法及 び 関 税暫定措 置 法 \mathcal{O} 部 を改正する法 律 (平成) 二十六年法律第十二号) \mathcal{O} 施 行 に伴

い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

(関税定率法施行令の一部改正)

第一 条 関税定率法施行· 令 (昭和二十九年政令第百五十五号) の一部を次のように改正する。

第十七条の 見出 しを _ (国及び 地方公共団 体 以外の者が経営する施設の 指定) _ に 改 め、 同 条中 以

下 国 等以: 外 の者」 という。)」 を削 ŋ 同 条 第 号を次 \mathcal{O} ように改 8 á.

学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) 第一 条に規定する学校及び同法 附則第三条第 項に規

定する学校

第十七条第二号中 「第七十七号)」 の 下 に 「第二条第七項 (定義) に規定する幼保連携型認定こども園

及び 同 法 を加え、 「教育、 保育等を総合的 に提供 する施設 を 幼 保連 携型認定こども園 以 外 \mathcal{O} 認定こ

ども 園 に改め、 「で私立 0 ŧ \bigcirc を削り、 同条第三号中 (専修学校)」、 (各種学校) 及 び 「で

私 立 0 Ł \bigcirc を削り り、 同 条第四号及び第五号を次のように改める。

兀 博 物 館 法 昭 和二十六 年 法 律 第二 百百 八十五号) 第二条第二項 (定義) に規 定 する私 立 博 物 館 並 び に

独 <u>\frac{1}{1}</u> 行 政 法 人 国 <u>\frac{\frac{1}{3}}{1}</u> 科 学 博 物 館 法 平 成 + 年 法 律 第百 七十二号) 第十二条 第 号 **(業** 務 \mathcal{O} 範 进 \mathcal{O} 規

定に 基 づ き 独 <u>寸</u> 一行 政 法 人 玉 立 科 学 博 物 館 が 設 置 でする博 物 館 独立 行 政 法 人国 美 術 館 法 平 成 十 年

法 1律第百· 七 + -七号) 第十 条第 号 (業 務 \mathcal{O} 範 进 \mathcal{O} 規 定に基づき独立 行政 法 人国 꿒 一美術 館 が 設 置 す

る美 術 館 独 立 一行 政 法 人 国 |立文化 財 機 構 法 平 -成十一 年 法 全第百-七十八号) 第十二条第 項 第 号

業務 \mathcal{O} 範 囲 0) 規定 に . 基 づ き独・ <u>\frac{\frac{1}{3}}{1}</u> 行 政 法 人国 <u>77</u> 文化財 機 構 が ?設置、 す Ź 博 物 館 並 び に 地 方 独 <u>\frac{\frac{1}{1}}{1}</u> 行 政 法 人

法 平 成 + 五. 年 法 律 第百 十八号) 第二十 条 第 五. 号 (業 務 \mathcal{O} 範 进 \mathcal{O} 規 定 に 基づ き地 方 独 <u>\f}</u> 行 政 法

が 設 置 す る 博 物 館 美術 館 植 物 袁 動 物 粛 及 てバ 水 族 館

五 玉 <u>77</u> 大学法 人法 伞 成十 五. 年 法 1律第百-十二号) 第二条第四 項 (定 (義) に 規定する大学共 同 利 用 機関

第十 七 条第六号中 「国等以 外 の者が 経営する」 及び (前号に掲げるもの を除く。 を削 り、 施

」の下に「(前二号に掲げるものを除く。)」を加える。

第十八条第一項中「私立の」を削る。

(関税暫定措置法施行令の一部改正)

第二条 関税暫定措置法 施 行令 昭 和三十五年政令第六十九号) の 一 部を次のように改正する。

第十四条第 項ただし書中 平 成二十五年度」 を 「平成二十六年度」 に、 平 成二十四 年 · 度 を 平 成

二十五年度」に改める。

第十九条の二中 「第七条の八第一項」を「第七条の七第一項」に改める。

第二十五条第二項中第一号から第三号までを削り、 第四号を第一号とし、 第五号を第二号とし、 同号の

次に次の三号を加える。

 \equiv 別 表 第 の第七〇号に掲げる国を原産 地とする関税率表第三五 ○五項に掲げる物品 であつて、 平

成二十九年三月三十一日までに輸入されるもの (第六号に掲げるもの を除く。)

兀 別表第一の第七五号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品であつて、平成二十九年三月三十一

日までに輸入されるもの

イ 関 税 率 表第〇七〇六・九〇号に掲げる物品のうちごぼう、 同表第〇七〇九・五 九号に掲げる物品

のうちまつたけ、 同表第〇七一二・九〇号の二に掲げる物品のうちたけのこ、 同表第〇九一〇・一

品 儿 に 品 リンを含む。) はとむぎ以外の 号の二の口のBに掲げる物品、 ・三二号に掲げる物品 掲げる物品、 (米を含むも (気密容器入り 又はプラ 0 同表第一 ŧ 以外の 0 のに限る。)、 も の 以外 六○四・一九号に掲げる物品 ムの ものに限る。)、 (イクラ以外のものに限る。)、 O核及び仁以外の ものに限る。)、 同表第一二一二・九九号の二に掲げる物品 同表第一二一一・九〇号の四の口に掲げる物品 同表第一六〇五・五二号に掲げる物品、 ŧ のに限る。 同 表第一六〇四・一 (節類以外の 同表第一六〇五・一〇号の二に掲げる物 同 表第 ものに限る。)、 五号及び第一六〇四・一 六〇 兀 **(**あ んず、 (びやくだん及び 同 号に 同 表第一六〇五 桃 表第一六〇 . 掲げ (ネクタ 七号 る物

第 又はプラコペクテン属の 六〇 五. 五号及び第 五. • 五 九号の二に 六〇五 もの及びいたや貝を除く。)以外のものにあつては、気密容器入りの 掲げ 五六号に掲げる物品 る 物 品 帆 <u>\f</u> 貝 $\widehat{\mathbb{N}}$ (気 たや 密 容器 が 入りの 1 科 \mathcal{O} ŧ ŧ \mathcal{O}_{\circ} \mathcal{O} 以 ペクテン属、 外 \mathcal{O} t 0 に限 クラミュ る。)、 同 ŧ ス 属 表 \mathcal{O}

口 第二八・三四項、 関 税率 表第二七・〇一 第二八・三五項、 項、 第二七・〇四項、 第二八・三九項、 第二八 〇九項、 第二八・四一項、 第二八・二五 第二八・ 項、 四九項、 第二八・二七項 第二九

並びに同表第二〇〇一・九〇号の二の国に掲げる物品

のうちしようが

以外の

ものに限る。)

〇二項、 二六項、 第三八・〇六項、 〇三項、 第五一· 第四 第二九 兀 〇七 〇四項、 第三八 一二項、 項、 第五六・ <u>•</u> 第四 第二九・三八項、 兀 項、 几 〇七項、 第三八・一六項、 九項 第五六· から第四 第三六・〇四項、 〇八項、 兀 第三九 第五七・〇二項、 項まで、 • 二三項、 第三八・〇一項、 第四 第三九 六 第五 \bigcirc · 二 匹 第三八・〇二項 七• 項、 項、 〇三項、 第四六 第三九

二項、 \bigcirc 第五七・〇五項、 項 から第六三・〇七 第六九・〇二項、 第五八・〇六項、 第六九 項まで、 〇七項、 第六五 第六二・一三項、 · 〇五 第六九 項、 第六五 〇八項、 第六二・一六項、 〇六項、 第六九・一一 第六六・〇一項、 第六二・一七項、 項、 第六九 一二項 第六七・〇 第六三·

七 匹 〇六項、 第七四 • — 項、 第七六 〇七項、 第七 九 〇七 項、 第 八一 四四 項 第八 第

項、

第八二・一一

項、

第八二・一三項、

第八三・〇一

項、

第八三・〇二項、

第八三·

〇六

項

第

九〇・〇三項、 第九四 〇四項、 第九五 〇三項、 第九五 〇五項、 第九五 〇七項、 第九六 •

三項、 規定す うる税率 第九六・〇八項又は第九六 \mathcal{O} 適 用を受けるものに限り、 七項に掲げる物品 法第七条の三第一項に規定する協定税率が無税とされて (法第八条の二第一項第二号及び第三号に

いるものを除く。)

五 別表第一の第一○四号に掲げる国を原産地とする関税率表第二一○一・一一号の二の□に掲げる物

品であつて、平成二十九年三月三十一日までに輸入されるもの

第二十五 条第三 |項中 「第四 七号」の下に 第四 [九号] を加 える。

(国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正)

第三条 玉 税 収 納 金整理資金に関する法律施行令 (昭 「和二十九年政令第五十一号)の一部を次のように改正

する。

第二条第五号中 「第七条の七第六項又は第七条の 八第八項」 を 第七条の七第八項」 に改める。

(関税割当制度に関する政令の一部改正)

第四 条 関 税 割 当 制 度に 関 はする政 令 (昭 和三十六年政令第百五十三号) *⑦* 部を次のように改 Ē

别 表第〇四〇一・一〇号、 第〇四〇一・二〇号、第〇四〇一・四〇号、 第〇四〇 一・五〇号、 第〇四〇

三・一〇号、 第〇四〇三・九〇号、 第〇四〇四 ・九〇号、第一八〇六・二〇号、第一八〇六・九〇号、 第

九〇一・一〇号、 第一 九〇一・二〇号、 第一 九〇一• 九〇号、第二一〇一・一二号、第二一〇一・二〇

号、 第二一〇六・一〇号及び第二一〇六・九〇号の 項、 第〇四〇二・一〇号、第〇四〇二・二一号及び第

第〇 \bigcirc 匹 四〇二・二九号の項、 匹 匹 五. 一〇号の 九〇号の 項 項中 第〇 第○四○二・一○号及び第○四○二・二一号の項、 「平成二五 四〇四・一〇号及び第〇四 年 匝 月一 日 から平成二六年三月三一日ま · 九〇号 の項 並 第〇四〇二・九一号の項、 びに第〇四 で を 「平成」 $\overline{\bigcirc}$ 五. <u>•</u> 年四 ○号及び 月 第

日

か

ら平成二七年三月三一日まで」

に改

かる。

ら平 ○○トン」を 别 成二六年三月三一日まで」を「平成二六年四 表第〇四〇六・一〇号、 「六五、〇〇〇トン」に改める。 第○四○六・四○号及び第○四○六・九○号の項中「平成二五年四月一日か 月一日から平成二七年三月三一日まで」に、 「六五 七

項中 三・三五号、 日 まで」に、「七〇、〇〇〇トン」を 別 「表第○七一三・一○号、第○七一三・三二号、第○七一三・三三号、第○七一三・三四号、 「平成二五年一〇月一日から平成二六年三月三一日まで」を「平成二六年四月一日から同年九月三〇 第○七一三・三九号、第○七一三・五○号、第○七一三・六○号及び第○七一三・ 「五〇、〇〇〇トン」に改める。 九〇号の 第〇七

年 应 別 表第 月一 日 一 〇 五 か ら同年九月三〇日まで」に、 九〇号の 項中 「平成二五年一〇月一日か 一〇四、二〇〇トン」を「二、一〇一、一〇〇トン」 ら平成二六年三月三一日まで」を 「平成二六 に

日まで」に、 「平成二五年四月一日から平成二六年三月三一日まで」を「平成二六年四月一日から平成二七年三月三 「三五三、八〇〇トン」を「三六三、〇〇〇トン」に、 「四六、 八〇〇トン」 を 「四九、

九〇〇トン」に、 「五七、二〇〇トン」を「五八、八〇〇トン」に改める。

別表第一一〇七・一〇号及び第一一〇七・二〇号の項中「平成二五年一〇月一日から平成二六年三月三

日まで」を「平成二六年四月一日から同年九月三〇日まで」に、「二五一、八〇〇トン」を「二九一、

六〇〇トン」に改める。

別表第一一〇八・一二号、第一一〇八・一三号、第一一〇八・一四号、 第一一〇八・一九号、 第一一〇

八・二〇号、第一九〇一・二〇号及び第一九〇一・九〇号の項中 「平成二五年一〇月一日から平成二六年

三月三一日まで」を「平成二六年四月一 日から同年九月三〇日まで」 に改 め る。

の項中「平成二五年四月一日から平成二六年三月三一日まで」を「平成二六年四月一日から平成二七年三 別表第一二〇二・三〇号、第一二〇二・四一号及び第一二〇二・四二号の項並びに第一二一二・九九号

月三一日まで」に改める。

別 表第一七〇三・一〇号及び第一七〇三・九〇号の項中 「平成二五年四月一 日から平成二六年三月三一

日 まで」を「平成二六年四月一日から平成二七年三月三一日まで」に、 「二、〇〇〇トン」を「八〇〇ト

ン」に改める。

別 表 第 一八〇六・二〇号の 項中 「平成二五年四 月一 日から平成二六年三月三一日まで」 を 「平成二六年

四月一日から平成二七年三月三一日まで」に改める。

别

|表第二〇〇二・九〇号の項中「平成二五年四月一日から平成二六年三月三一日まで」を「平成二六年

匹 月一日から平成二七年三月三一日まで」に、 「四〇、〇〇〇トン」を「三八、三〇〇トン」に改める。

别 表第二〇〇八・二〇号の 項中 「平成二五年四 月一 日 から平成二六年三月三一日まで」を 「平成二六年

几 月一 日 か ら平成二七年三月三一 日まで」に、 四一、 六〇〇トン」 を「四一、二〇〇トン」に改 δ る。

別 表第二一〇六・九〇号の 項、 第四一〇一・二〇号、 第四一〇一・五〇号、第四一〇一・九〇号、 第四

○四・一一号、第四一○四・一九号、第四一○四・四一号、 第四一 〇四・四九号、 第四一〇七・一一号

第四一〇七・一二号、 第四一〇七・一九号、 第四一〇七・九一号、 第四一〇七・九二号及び第四 一〇七

九 九 号の項、 第四一〇 五・三〇号、 第四一〇六・二二号、 第四一一二・〇〇号及び第四一一三・一〇号

の項、 第五〇〇一・〇〇号及び第五〇〇二・〇〇号の項並びに第六四〇三・二〇号、 第六四〇三・四〇号

第六四〇三・五一号、 第六四〇三・五九号、 第六四〇三・九一号、 第六四〇三・ 九九号、 第六 匹 \bigcirc 兀

九号、 第六四 匹 ·二〇号、 第六四($\overline{\bigcirc}$ 五 〇号及び第六四 \bigcirc 五 九 〇 号 \mathcal{O} 項中 平 成 五. 年 兀 月 日

か ら平 成 二六 年三 月三一 日まで」 を 平 -成二六 年 应 月 日 か 5 亚 ·成二七 年三月三一 日 まで」 に 改 8 る。

電 子 情 報 処 理 組 織 に ょ る輸 出 入等 関 連 業務 \mathcal{O} 処 理 等 に 関 す Ź 法 律 施 行 令 \mathcal{O} 部 改 正

第五 条 電子 情 報 処 理 組 織 に よる 輸 出 入等 関 連業 務 0 処 理 等 に 関 する法律施 行令 (昭 和五 十二年政令第二百

二十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号ト中「、第六五号」を削る。

别 表 第 六 兀 号 \mathcal{O} 五. 中 又 は を 「若しくは」 に改 め、 提 示 0) 下に 「又は同条第二項 の規定に よる書

類 \mathcal{O} 提 出 を 加 え、 同 号 \mathcal{O} 次に 次 の — 号を加 え る。

六四 0 六 関 税 定率法施行令第十六条の 兀 米 0 免 税 0 手 続) の規定による書類 の提 出

別 表 第六五 号中 「に規定する関税 0 額に 0 ** \ ての 税関 \mathcal{O} 証 明 書 0 発 給 \mathcal{O} 申 請 を $\overline{\mathcal{O}}$ 規定による許 口 書

及び証明書の添付」に改める。

別 表 弘第六五1 号 **の** 九 中 「含む。 _ 0 下 に 並 び に許 可 書又 は 証 明書 及 人び製造品 報告書の 添 付 を加え、

同号を同表第六五号の二三とする。

別 表第六五号の一 八 中 「含む。)」 の 下 に 並 び に許 可書若 しくは 証 明 書又は書 「類及び 製造報告書 0 添

付 を加え、 同号を同 表 第六五号の二二とする。

別

表第六五号の一 七中 「含む。)」 書、

の 下 に

並

び

に許

可

書、

証明

書類

又は決定通知書及び製造報告

書 \mathcal{O} 添付」 を加え、 同号を同表第六五号の二一とする。

別 表第六五号の一六中「含む。)」 の 下 に 「及び書類の添付」を加え、 同号を同表第六五号の二〇とす

る。

別 表第六五 号 0 __ 五. 中 「及び」を 「並びに」 に改め、 「貨物製造報告書」 の 下 に 「又は貨物製造証 崩 書

及び書 類 を 加 え、 同号を同表第六五号の一八とし、 同号の次に次 の 一 号を加え える。

九

六五

の <u>ー</u>

関 税 定率法 施行令第五十四条の二第一項若しくは第三項 (内貨原料品による製品を輸 出

貨原: す る場合の 材料による製品 確認等の手続) を輸 出する場合 の規定による書 の確 認等 面 の手 \mathcal{O} 提 続 出 (輸徵法施行令第二十条 \mathcal{O} 規定による物品 \mathcal{O} 品品 名及び (課税 数 済 量 内

等 の付記を含む。 又は関税定率 -法施 行令第五十四条の二第三項若しくは第五 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定

による書類の提出

別表第六五号の一 四中 「及び」を 「並びに」に改め、 「貨物製造報告書」 の下に「又は貨物製造証明書

及び 書類」 を加え、 同号を同表第六五号の一七とする。

別表第六五号の一三を同表第六五号の一四とし、

同号の次に次の二号を加える。

	-
の輸出の手続)の規定による貨物製造報告書又は貨物製造証明書の添付	六
関税定率法施行令第五十三条の二第一項(戻し税に係る原料品を使用して製造した貨	六五の一
の提出	
輸出の手続)の規定による許可書若しくは証明書又は書類及び製品検査書若しくは書	Т і.
関税定率法施行令第五十一条第一項(輸出貨物製造用原料品を使用して製造した貨物	六 五 の 一
	•

別表第六五号の一二中「含む。)」の下に「又は関税定率法施行令第四十一条において準用する同令第

三十九条第一項前段の規定による許可書若しくは証明書の提出」を加え、 同号を同表第六五号の一三とし

同表第六五号の一一の次に次の一号を加える。

六五の一 関税定率法施行令第三十九条第一 項 (再輸出免税貨物の 輸出 \mathcal{O} 手続) の規定による許

可

| 二 | 書又は証明書の提出及び加工証明書の添付

別表第六六号の二中「含む。 \mathcal{O} 下に 並 び に 書 面 及 び 許 可書、 証 明 書、 書 類 文は 決定通. 知 書 の添付

」を加える。

別 表第六七号中 「規定による課税 物 品の 品品 名及び 数量等 の付記を含む。 の 下 に 並 びに . 書 面 及び許

可書、証明書、書類又は決定通知書の添付」を加える。

別

表第六七号の二中

「含む。)」

の 下 に

「又は関税定率法施行令第五十四条の十八において準用する同

令第五 十四 条の十六の 規定による申 請 書 $\overline{\mathcal{O}}$ 提 出 (輸 一徴法施行令第二十六条の 九に お V て準用する輸徴 法 施

行令第二十六条 \mathcal{O} Ł 第 項 \mathcal{O} 規定による課税物 品品 \mathcal{O} 品 名及び数 **企量等** の付 記を含む。 並 び に 書 面 及び 許 口

書若しくは証明書の添付」を加える。

别 表第六八号中「含む。) 又は」を「含む。) 並びに書類及び許 口 書、 証明書、 書類若 しくは決定通知

書の添付又は」に改める。

别 表第六九号及び第七〇号中 「含む。) 又は」 を「含む。) 並びに書類及び許可書若しくは証明書の添

付又は」に改める。

別 表 第七〇号の二中 「 提 出 の 下 に 「 及 び 同条第二項 の規 定による 証 明 書 の添 付 を加える。

別 表第七二号中 「添 付 \mathcal{O} 下に 万及 T 同 条第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る書 類 \mathcal{O} 添 付 を加 え

别 表 第七二号の <u>一</u> 中 「規定に、 、よる」 \mathcal{O} 下に 許 可 書 又 は 証 明 書、 書 類 及 び を加 え る。

別 表第七三号の 一中 書 面 \mathcal{O} 提 出 0) 下に 及 び 同 条第二 項 \mathcal{O} 規定 に よる 証 明 書 \mathcal{O} 添 付 を加える。

(関税・外国為替等審議会令の一部改正)

第六条 関 税 外 国 [為替] 等審議会令 平 成十二年 政 令第二百七十六号) の 一 部を次のように改正する。

第 条中 中 華 人 民 共 和 玉 \mathcal{O} 特 定 \mathcal{O} 貨 物 に 係 る緊急関 税 に 関する 政 令 平 成十 匹 年 政 令 第百 十五号)

第九条」を削る。

中 華 人 民 共 和 玉 \mathcal{O} 特 定 0 貨 物 に係 る緊急関 税 (C 関 はする 政 令 \mathcal{O} 廃 正

第七 条 中 華 人 民 共 和 玉 \mathcal{O} 特 定 \mathcal{O} 貨物 に 係る緊急関 税 に 関 す Ź 政 令 平 -成十四 年政令第百十五号) は、 廃止

する。

経 済 連 携 協 定に基づく 関 税 \mathcal{O})緊急: 措 置に関う ける政 令 \mathcal{O} 部 改 Ē

第八条 経 済 連 携協定に基 一づく関 税 の緊急措置 に . 関 す る政 令 平 ·成十四 年 政 令第百十六号) \mathcal{O} 部 を次 \mathcal{O} ょ

うに改正する。

第 条 中 「第七 条の 八 第 項」 を 「第七条 の七 第 項」 に 改 らめる。

一条及 Ű 第三 条中 第七 条 \mathcal{O} 八 第六 項」 を 「第 七 条 \mathcal{O} 七 第六 項」 12 改 8

第四 条 及び 第五 条第 項 中 「第 七 条 \mathcal{O} 八 第 項」 を 「 第 七 条 \mathcal{O} 七 第 項」 に改 8 Ź.

項」を「第七条の七第七項」に改める。

第六条第一

項中

「第七

条の

八第

項」

を

「第七条の七第一

項

に改

め、

同

条第一

二項中

「第七条の八第七

経

済

5連携協立

定に基づく

関税割当制

度に

関する政令の

部

改

正

第九 条 経 済 連 携協 定に基 づく関税 割 当制 度に関 する政 令 平 成 十七年政 令第三十五号) 0 部を次のよう

に改正する。

第 条 第 項 中 「第七条の 八第 項 を 「第七条の七第一 項」 に改める。

附則

 $\sum_{}$ \mathcal{O} 政 令 は、 平成二十六年四 月一 日 か ら施行する。 ただし、 第一 条中関税定率法施 行令第十七条第一 二号の

改正. 規定 (「第七十七号)」 の 下 に 「第二条第七項 (定義) に規定する幼保連携型認定こども園 | 及び)同法

を加え、 める部分に限る。)は、 「教育、 保育等を総合的に提供する施設」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園」 就学前の子どもに関する教育、 保育等 \mathcal{O} 総合的 な提供の 推進に 関する法律の 部を に改

改正する法律 (平成二十四年法律第六十六号) \mathcal{O} 施行 \mathcal{O} 日 か 5 施行する。